NISHIMURA
& ASAHI

令和3年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備 (データの越境流通に関連する諸外国の規制制度等調査事業) 概要版

令和3年7月30日

西村あさひ法律事務所

NISHIMURA
& ASAHI

各国法制の全体像

本報告書の対象

NISHIMURA & ASAHI

- 本報告書は、EU、中国、シンガポール、タイ、インド、ベトナム及びインドネシアにおける域外移転規制及びローカライゼーション規制を整理するものである
  - 域外移転規制：個人データが国境を超える際に、個人情報保護が不十分な国へと個人データが移転されることによって当該データが侵害される事態を防ぐため、移転元の国の個人情報保護法制の趣旨を及ぼすという観点からの規制
  - ローカライゼーション規制：国内産業の保護や安全保障の観点からデータを国内にとどめるべきという観点からの規制であって、データが特定の法域内で、排他的又は非排他的に、保管又は処理されることを義務づけるもの
- 各法制における規制の存否は以下のとおり（○＝制度が存在する、－＝制度が存在しない）

	EU	中国	シンガポール	タイ	インド	ベトナム	インドネシア
域外移転規制	○	○	○	○	－	－	○
ローカライゼーション規制	－	○	－	－	－	○	△(公共サービス電子システム提供者のみ)

各国法制の概要（現行法上の域外移転規制）

NISHIMURA & ASAHI

- 各法制における域外移転規制の概要は以下のとおり

	EU	中国				シンガポール	タイ	インドネシア
		サイバーセキュリティ法		データセキュリティ法				
規制の対象となるデータ	個人データ	個人情報	重要データ	重要データ	国の安全等に関するデータ	個人データ	個人データ	個人データ
規制の対象となるデータの定義の概要	直接的又は間接的に識別された自然人又は識別可能な自然人に関する情報	重要情報インフラの運営者が中国国内での運営において収集し、生じた単独又はその他の情報と組み合わせて個人の身分を識別することができる各種情報	重要情報インフラの運営者が中国国内での運営において収集し、生じた国の安全、経済発展、並びに社会的及び公的利益に密接に関連するデータ(※1)	重要情報インフラの運営者以外のデータ処理者が中国国内での運営において収集し、生じた重要データ(※2)	国の安全と利益の維持、国際的義務の履行の維持に関連する管理品目に該当するデータ	真実であるか否かを問わず、当該情報から、又は当該情報とその組織等がアクセス可能なその他の情報とあわせて、個人が識別可能な情報	生存する個人に関する情報であり、直接的か間接的かを問わず、当該個人を特定することができるもの	保管及び管理された一定の個人情報であって、その秘密性が保護されなくてはならない情報
移転先において保護水準が十分であるとの当局の認証等に基づく移転	可能(十分性認定)	他の手続と組み合わせて可能(本人からの同意取得の上で当局による安全評価等(※3))		―		可能(CBPR認証、APEC認定)	可能だが、詳細の定めは未確定	―
所定の義務等を定めた契約に基づく移転	可能(SCC、ad hoc契約)	―		―		可能	―	―
拘束力のある社内規程等に基づく移転	可能(BCR)	―		―		可能	可能	―
本人の同意に基づく移転	可能	他の手続と組み合わせて可能(本人からの同意取得の上で当局による安全評価等(※3))		―		可能(みなし同意もあり)	可能	―
契約の履行等を確保するための移転	可能	―		―		(みなし同意が認められる一場面として)可能	可能	―
重大な公益・生命等の権利利益保護のための移転	可能	―		―		可能	可能	―
その他依拠することが可能な移転の根拠	・公的文書 ・行動規範 ・認証制度	―		―		・法令 ・公開された個人データの移転	・法令	・当局への報告等

※1 この「重要データ」の定義自体は未確定の下位法令において定められている。
※2 詳細はサイバーセキュリティ法上の「重要データ」と同一かどうかも含めて未定であり、今後「重要データ目録」が制定される予定である。
※3 詳細な手続は未定である。

各国法制の概要（現行法上のローカライゼーション規制）

NISHIMURA & ASAHI

- 各法制におけるローカライゼーション規制の概要は以下のとおり

	中国		ベトナム		インドネシア
	サイバーセキュリティ法	データセキュリティ法	サイバーセキュリティ法	政令72号	
対象となる事業者	重要情報インフラ運営者	国内の組織又は個人	電気通信ネットワーク又はインターネット上のサービス等を提供する事業者	一般ウェブサイトを開設する事業者、SNS事業者、情報配信サービス事業者、オンラインゲームサービス事業者	公共部門における電子システム提供者
義務の内容	個人情報及び重要データの国内保存義務	外国の当局から国内に保存しているデータの提供を要求された際に、当局の認可を得る義務	個人情報に関するデータ、サービス利用者の関係に関するデータの一定期間の国内保存義務	当局の検査等に対応するためのサーバシステムを国内に設置する義務	·電子システム及び電子データを国内で保存する義務 ·開発したソフトウェアのソースコードの政府への提供義務

各国法制の概要（未確定の法令等）

NISHIMURA & ASAHI

- 各法制において採用を検討中の域外移転規制・ローカライゼーション規制の概要は以下のとおり

	中国 (個人情報保護法案)	インド (2019年個人情報保護法案)	ベトナム (2021年個人情報保護に関する政令案)	インドネシア (2020年個人データ保護法案)
域外移転規制	個人情報の域外移転について安全評価＋同意の枠組みの他、専門機構による認証や契約＋同意の枠組みが追加される	センシティブ個人データの域外移転についてGDPR類似の枠組みによる規制が適用され、より限定された重要個人データは国外移転が原則禁止される	個人データの域外移転について個人情報保護委員会による事前承認等の複数の要件を満たす必要があり、GDPRの枠組みよりも当局の関与が強い規制が適用される	個人データの域外移転についてGDPR類似の枠組みによる規制が適用される
ローカライゼーション規制	重要情報インフラの運営者、又は当局による取扱量基準以上のデータを処理する個人情報処理者は、中国で収集及び生成された個人情報を原則として中国国内に保存するべきとされる	センシティブ個人データについて国内でのコピー保存が域外移転の要件の1つとされ、より限定された重要個人データは国外移転が原則禁止される	個人データについて国内でのコピー保存が域外移転の要件の1つとされる	–

NISHIMURA
& ASAHI

各国法制の整理

1. EEA（域外移転規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **規制を定める法令**

- REGULATION (EU) 2016/679 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation、GDPR)

■ **政策的意図・目的**

- EEA域内において一貫性のある個人データの保護を確保し、EEA域内の個人データの流通の障害を除去する政策的意図がある
- 個人データの取扱と関連する自然人の保護に関する規定及び個人データの自由な移動に関する規定を定めるものであり、自然人の基本的な権利及び自由、特に個人データ保護の権利の保護を目的とする

■ **担当省庁・部局**

- 各EU加盟国にそれぞれデータ保護当局が設置されている
- 各EU加盟国のデータ保護当局の代表者と欧州データ保護監督機関(European Data Protection Supervisory)から構成される欧州データ保護評議会(European Data Protection Board)が、GDPRの解釈に関する多数のガイドラインを公表している

1. EEA（域外移転規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **域外移転の定義**

- EEA域外の第三国又は国際機関への個人データの移転をいい、同一法人間の移転であっても域外移転に含まれ得る
- ここでいう「移転」をGDPRは直接定義していないが、以下の場合等も含まれると解される
  - ✓ EEA域内に所在する個人データをEEA域外の第三国又は国際機関に物理的に移転する場合
  - ✓ EEA域外の第三国又は国際機関からEEA域内に所在する個人データへのアクセスを認める場合

■ **域外移転規制の対象となるデータの種類・定義**

- 個人データ：識別された自然人又は識別可能な自然人（データ主体）に関する情報を意味し、識別可能な自然人とは、特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子を参照することによって、又は、当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的又は社会的な同一性を示す1つ又は複数の要素を参照することによって、直接的又は間接的に識別され得るもの

■ **域外移転規制の対象となる者の定義・範囲**

- GDPR上の「管理者」：自然人、法人、公的機関、部局又はその他の組織であって、単独又は他の者と共同で、個人データの処理の目的及び方法を決定する者
- GDPR上の「処理者」：管理者のために個人データを処理する自然人、法人、公的機関、部局又はその他の組織

1. EEA（域外移転規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **域外移転の条件**

- GDPR上、個人データをEEA域外に移転することは原則として禁止されているが、次に代表される所定の根拠のいずれかを満たす場合には、例外的に域外移転を行うことができる

  ① 移転先の国が欧州委員会の十分性認定を取得している場合

  ② BCRの策定による適切な保護措置が提供されており、データ主体の執行可能な権利とデータ主体の効果的な司法的救済が確保されている場合

  ③ 移転元と移転先との間での、欧州委員会が採択したSCCの締結による適切な保護措置が提供されており、データ主体の執行可能な権利とデータ主体の効果的な司法的救済が確保されている場合

  ④ 適切な保護措置を適用するための、拘束力があり、執行可能な第三国の管理者又は処理者の約定を伴った、GDPR40条に基づく行動規範による適切な保護措置が提供されており、データ主体の執行可能な権利とデータ主体の効果的な司法的救済が確保されている場合

  ⑤ 適切な保護措置を適用するための、拘束力があり、執行可能な第三国の管理者又は処理者の約定を伴った、GDPR42条に基づく認証制度による適切な保護措置が提供されており、データ主体の執行可能な権利とデータ主体の効果的な司法的救済が確保されている場合

  ⑥ データ主体が適切な保護措置が講じられていない域外移転に伴うリスクについて情報提供を受けた上で域外移転について明示的に同意している又はデータ主体との間の契約の履行のために必要である等、所定の例外事由に該当する場合

■ **実務上の対応**

- 実務上利用されることが多いのは、域外移転先が日本のように十分性認定を得ている場合には、①の十分性認定又は③のSCC、域外移転先が十分性認定を得ていない場合には③のSCCである
- もっとも、このような実務は、2021年6月4日に欧州委員会が新たなSCCを採択するまでの間に形成されたものであり、今後は、SCCの利用に対してより慎重な態度を取る事業者が増える可能性もある

2. 中国（総論）

NISHIMURA & ASAHI

■ **規制を定める法令、政策的意図・目的**

➢ **個人情報保護法案**

- これまで中国においては、各法令に個人情報保護関連の規定が分散してきていたところ、世界的な個人情報の保護の重要性の高まりや米国における対中政策等への抵抗の対抗措置のニーズ等を背景として、統一的な立法を目指す動向が存在
- 2021年4月29日に第二次審議案公示、同年5月28日まで意見募集が行われた法案段階
- 個人情報に関する権利利益を保護し、個人情報の取扱活動を規範化し、個人情報が法に基づき秩序だって自由移動することを保証し、個人情報の合理的利用を促進することを目的とする

➢ **サイバーセキュリティ法**

- インターネットの急速な普及による諸問題への対応として、中国のサイバーセキュリティ分野における初めての基本法
- 2016年11月7日公布、2017年6月1日施行
- ネットワークの安全を保障し、ネットワーク空間の主権並びに国の安全及び社会の公共の利益を保ち、公民、法人その他の組織の適法な権利利益を保護し、かつ経済・社会の情報化の健全な発展を促進することを目的とする

➢ **データセキュリティ法**

- サイバーセキュリティ法の保護対象が電子データ・サイバー空間におけるデータのみであったのに対し、全ての電子的又は非電子的形態の情報に対する保護を拡大することを目指す法律
- 2021年6月10日公布、2021年9月1日施行
- データ処理活動を規律し、データの安全を保障し、データの開発利用を促進し、公民や組織の合法的な権益を守り、国家の主権、安全と利益発展を維持することを目的とする

2. 中国（総論）

NISHIMURA & ASAHI

■ **担当省庁・部局**

➢ **個人情報保護法案**

- 国家ネットワーク情報部門・中国国家ネットワーク情報弁公室

➢ **サイバーセキュリティ法**

- 国家ネットワーク情報部門・中国国家ネットワーク情報弁公室
- 電信主管部門・中国工業情報化部・サイバー安全管理局・サイバー及びデータセキュリティ処
- 公安部門

➢ **データセキュリティ法**

- 中央国家安全指導機関・中央国家安全委員会
- 国家ネットワーク情報部門・中国国家ネットワーク情報弁公室
- 公安部門
- 国家安全機関等

2. 中国（域外移転規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **域外移転の定義**

- 個人情報保護法案、サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法においては域外移転の定義は不見当

- 他方で、いずれも内容が確定していないものではあるが、サイバーセキュリティ法の下位法令と位置付けられる、「個人情報及び重要データ域外移転安全評価弁法案」においては、域外移転は「ネットワーク運営者が中国国内運営において収集し、発生した個人情報及び重要データを、中国国外にある機構、組織又は個人に対し提供すること」と定義されている

- また、「データ域外移転安全評価ガイドライン案」においては、域外移転は「ネットワーク運営者がネットワーク等の方法により、中国国内運営において収集し、発生した個人情報及び重要データを、中国国外にある機構、組織又は個人に対し、直接提供又は業務展開、サービス・製品提供等の方法により提供する一回限りの又は継続的な活動」であり、以下の場面を含むと定義されている
  ① 中国の司法管轄に属さず又は中国国内で登記されていないものの、中国国内にある機構、組織又は個人（すなわち中国から見て外国企業や外国人）に対し、個人情報及び重要データを提供する場合
  ② データが中国国外の地域に移転・保存されないものの、中国国外の機構、組織又は個人がアクセスして閲覧できる場合（公開情報、ホームページのアクセスを除く）
  ③ 企業グループ内部におけるデータの域外移転であっても、中国国内運営において収集し、発生した個人情報及び重要データに関わる場合

- 他方で、同ガイドライン案においては、下記の場面は域外移転には該当しないとされている
  ① 中国国内運営において収集し、又は、中国国内運営において発生したものではない個人情報及び重要データを、変更や加工処理を経ずに中国を経由して中国国外に移転する場合
  ② 中国国内運営において収集し、発生したものではない個人情報及び重要データが中国国内での保存・加工処理を経てから国外に移転されるものの、中国国内運営において収集し、発生した個人情報及び重要データに関わらない場合

2. 中国（域外移転規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **域外移転規制の対象となるデータの種類・定義**

➢ **個人情報保護法案**

- 個人情報：電子的又はその他の方式で記録した、既に識別され又は識別可能な自然人に関連する各種情報をいう

➢ **サイバーセキュリティ法**

- 個人情報：電子又はその他の方式で記録した単独又はその他の情報と組み合わせて自然人（個人）の身分を識別することができる、自然人の氏名、生年月日、身分証番号、個人の生体認証情報、住所、電話番号等を含むがこれらに限らない各種情報
- 重要データ：国の安全、経済発展、並びに社会的及び公的利益に密接に関連するデータ

➢ **データセキュリティ法**

- 国の安全と利益の維持、国際的義務の履行の維持に関連する管理品目に該当するデータ：両用品目、軍需品、核並びにその他の国の安全及び利益の維持・保護、拡散防止等の国際義務の履行に関連する貨物、技術、サービス等の品目
- 重要データ：重要情報インフラの運営者以外のデータ処理者が中国国内での運営において収集し、生じた重要データ

■ **域外移転規制の対象となる者の定義・範囲**

➢ **個人情報保護法案**

- 個人情報取扱者：個人情報の処理目的、処理方法等の事項を自主的に決定する組織及び個人

➢ **サイバーセキュリティ法**

- 重要情報インフラの運営者：公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務等の重要な業界及び分野、並びにその他の一旦破壊され、機能を喪失し、又はデータが漏洩すると国の安全、国の経済と人民の生活、公共の利益に深刻な危害が及ぶおそれのあるその他の重要情報インフラの運営者

➢ **データセキュリティ法**

- データ処理者

2. 中国（域外移転規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **域外移転の条件**

➢ **個人情報保護法案**

- 次の条件のいずれかを満たす域外移転のみが認められる
  - ① 個人情報保護法40条の規定に基づく国家ネットワーク情報部門による安全評価に合格した場合
  - ② 国家ネットワーク情報部門の規則に基づく専門機構による個人情報保護の認証を得ている場合
  - ③ 中国国外の移転先と契約を締結し、双方の権利と義務を約定し、かつ移転先における個人情報処理活動につき、個人情報保護法に規定された内容を満たしていることを監督する場合
  - ④ 法律、行政規定又は国家ネットワーク情報部門の規定するその他の条件

- 個人情報処理者のうち、重要情報インフラの運営者又は当局の定めた数以上のデータを処理する個人情報処理者は②～④の根拠に拠ることはできず、域外移転の必要がある場合、法律、行政法規又は国家ネットワーク情報部門により免除がなされている場合を除き、事前に当局による安全評価に合格する必要がある
- これに加え、個人情報取扱者は、中国国外への個人情報の提供時において、中国国外の受領者の身分、連絡先、取扱目的、取扱方法、個人情報の種類、個人情報保護法の定める権利の個人から中国国外の受領者への行使方法等の事項を個人に告知し、かつ、当該個人の個別の同意を取得しなければならない

2. 中国（域外移転規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **域外移転の条件**

➢ **サイバーセキュリティ法**

- 域外移転を行うことに業務上の必要性がある場合には、国家ネットワーク情報部門が国務院の関係部門と共同して制定する弁法に従い安全評価を行わなければならず、かつ、国の関連規定及び関連基準の要求に従わなければならない
- 下位法令の案においては、域外移転に係る安全評価を行うことが求められているが未確定

➢ **データセキュリティ法**

- 国の安全と利益の維持、国際的義務の履行の維持に関連する管理品目に該当するデータに対して、法に基づき輸出管理を実施
- いかなる国又は地域も、データ及びデータ開発利用技術等に関連する投資、貿易において、中華人民共和国に対して差別的な禁止、制限又はその他類似の措置をとる場合、中華人民共和国は、実際の状況に基づき、当該国又は地域に対して相応の措置をとることができる
- 重要データのうち、重要情報インフラの運営者以外のデータ処理者が中国国内での運営において収集し、生じた重要データについては、国家ネットワーク情報部門が国務院の関係部門と共同して域外移転の安全管理に係る弁法を制定することとされている
- 未確定ではあるが、中国国内に所在するネットワーク運営者と中国国外の事業者が個人情報の域外移転を伴う契約を締結する際の規律も存在する

■ **実務上の対応**

- サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法上の域外移転規制の対応について、後者は制定後間もないこともあり、前者については具体的な措置が確定していないことから、実務としての対応は未了であるケースが多いと思われる
- 個人情報保護法案に定める域外移転の根拠のうち、いずれの根拠が実務上一般的に採られていくかは今後の動向を注視していく必要がある

2. 中国（ローカライゼーション規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **ローカライゼーション規制の対象となる者の定義・範囲**

➢ **個人情報保護法案**

- 重要情報インフラの運営者、又は当局による取扱量基準以上のデータを処理する個人情報処理者

➢ **サイバーセキュリティ法**

- 重要情報インフラの運営者

➢ **データセキュリティ法**

- 中国国内の組織又は個人

■ **ローカライゼーション義務の内容**

➢ **個人情報保護法案**

- 中国で収集及び生成された個人情報を原則として中国国内に保存する義務

➢ **サイバーセキュリティ法**

- 中国国内で業務を展開し、製品又はサービスを提供する活動を通じて収集した個人情報及び重要データを中国国内に保存する義務

➢ **データセキュリティ法**

- 中国国内の組織又は個人が中国国内で保存されているデータの取り寄せを外国の司法又は法執行機関から要求された場合、中国主管部門の認可を経ずに当該データを提供することの禁止

3. シンガポール（域外移転規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **規制を定める法令**

- Personal Data Protection Act 2012(PDPA)

■ **政策的意図・目的**

- 個人の権利を保護しつつも柔軟なデータ利活用の要請に応えられるようなデータ保護実務の構築・運用について積極的・継続的に取り組んできた結果、2012年、GDPRの前身であるEUデータ保護指令を参考にして東南アジア諸国の中でいち早く包括的なデータ保護法であるPDPAを制定した
- 主に消費者の利便性向上及びデジタル経済の成長促進の観点から、2021年2月1日付で改正されている

■ **担当省庁・部局**

- Personal Data Protection Commission Singapore(PDPC)

■ **域外移転の定義**

- PDPAでは域外移転の定義は不見当

3. シンガポール（域外移転規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **域外移転規制の対象となるデータの種類・定義**

- 個人データ：真実であるか否かを問わず、当該情報から、又は当該情報とその組織等がアクセス可能なその他の情報とあわせて、その個人が識別可能な情報（氏名、パスポート番号、ID番号、個人の写真やビデオ画像、メールアドレス、指紋、DNA、住所等）
- 他方、単なる個人的な目的だけのために提供されたものではない、個人の氏名、肩書、勤務先の電話番号・住所・メールアドレス等の情報については、「ビジネスコンタクト情報（business contact information）」となり、原則としてPDPAが適用されない

■ **域外移転規制の対象となる者の定義・範囲**

- 組織等：シンガポールの法律に基づき設立されたか、又は承認されているかにかかわらず、また、シンガポール居住者か、シンガポールに事務所又は事業を行う場所があるか否かにかかわらず、個人、会社、アソシエーション又は社団等を含むもの
- 他方、別の組織等のために個人データの保管や所持等の処理を行う組織等である情報仲介者（data intermediary）に関しては、その情報の保管や所持等について、一部の規定を除き、PDPAの規定が適用されない

3. シンガポール（域外移転規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **域外移転の条件**

- 組織等は、PDPA及びその下位法令で認められた以下の場面を除き、原則として個人データの域外移転を行うことができない

① 法律

② 以下の要件を満たす契約(例えば当事者間のデータ移転契約・雛形あり)

(a) 受領者が、移転を受ける個人データについて少なくともPDPAと同等の保護基準を提供することを義務付け、かつ

(b) 当該契約において移転先の国及び地域を特定する

③ 以下の要件を満たす拘束力がある社内規則

(a) 個人データの移転を受ける受領者のうち、①、②及び④の文書に基づく義務を負っていない全ての者に、少なくともPDPAと同等の保護基準を提供することを義務付け、かつ

(b) 当該拘束力がある社内規則が適用される個人データの受領者、当該拘束力がある社内規則によって個人データの移転を受ける国及び地域、並びに、当該拘束力がある社内規則に基づく(通常は移転する側と受領する側の関連する組織間の)権利及び義務を特定する

④ その他下記の(a)から(g)を含む法的に拘束力がある法律文書

(a) 収集、利用及び開示の目的

(b) 正確性

(c) 安全管理措置

(d) 保有制限

(e) 個人データ保護の方針

(f) アクセス及び訂正

(g) データブリーチの通知

3. シンガポール（域外移転規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **域外移転の条件**

- 組織等は、PDPA及びその下位法令で認められた以下の場面を除き、原則として個人データの域外移転を行うことができない

⑤ データ主体が個人データの移転に同意する場合

⑥ 移転に対する一定のみなし同意がある場合

⑦ データ主体の同意がPDPAに基づき必要とされない一定の場合

⑧ 個人データが送信中の情報で、他の第三者にアクセスや利用をされることがなく他の第三者に開示されないものである場合

⑨ 個人データがシンガポールで公開されている場合

⑩ 受領者がデータ仲介者であり、アジア太平洋経済協力(APEC)の処理者プライバシー認証(PRP)システム又はクロスボーダープライバシールール(CBPR)システムにおいて認定を受けている場合

⑪ 受領者がデータ仲介者でない場合で、APECクロスボーダープライバシールールシステムにおいてその他の認定を受けているとき

■ **実務上の対応**

- 実務上利用されることが多いのは、②契約又は⑤データ主体からの同意である
- ただ、⑤データ主体の同意は、撤回が可能等、法的安定性に欠ける側面があり、またガイドライン上他の措置が実施困難な場合に依拠するべきとされている

4. タイ（域外移転規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **規制を定める法令**

- Personal Data Protection Act, B.E. 2562 (2019)(PDPA)

■ **政策的意図・目的**

- 世界的なビッグデータ活用の流れに伴ってデータ保護・利活用のための法整備の必要性が高まったこと、GDPRの影響を受けて、2016年に法案が提出され、パブリックコメント等を経て5度修正された上で、2019年2月28日に国家立法議会により承認された
- 2020年5月28日から全面的に施行され、PDPAに基づく規則及び通知はPDPAの全面施行から1年以内に公表されることが予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行等を原因として、その全面施行は2022年6月1日まで延期されており、同時期まで一定の組織及び事業者たる個人データ管理者について、PDPAの一部の条項を適用しないこととされている

■ **担当省庁・部局**

- 個人情報保護委員会(Personal Data Protection Committee)が設立されることとされている

■ **域外移転の定義**

- 域外移転の定義は不見当

■ **域外移転規制の対象となるデータの種類・定義**

- 個人データ：生存する個人に関する情報であり、直接的か間接的かを問わず、当該個人を特定することができるもの

■ **域外移転規制の対象となる者の定義・範囲**

- 管理者又は処理者

4. タイ（域外移転規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **域外移転の条件**

- 事業者が個人データを域外に移転する場合、原則として、当該移転先の外国は、個人情報保護委員会が定める個人情報保護の基準に従った十分な個人情報保護の水準を備えている必要がある。ただし、(1)下記のいずれかの要件を満たした場合、(2)企業グループ内の移転等について個人情報保護ポリシーを定めて個人情報保護委員会に認証された場合、及び、(3)同委員会の定める基準と方法に従い情報主体が自身の権利を行使することができる適切な保護措置を備えた場合には、上記規制は適用されない

  ① 法令に基づく場合

  ② データ主体に、移転先の国又は国際機関が適切な個人データ保護基準を有していないことを通知した上で、本人から同意を得た場合

  ③ データ主体が当事者である契約の履行のために必要な場合、又は契約を締結する前にデータ主体の依頼に応じた措置を講じるためである場合

  ④ データ主体の利益のために管理者と他の者又は法人との間で契約を遵守するためである場合

  ⑤ データ主体又はその他の者の生命、身体又は健康に危害が及ぶことを防止し又は抑制するためであり、その時点で当該本人が同意することができない場合

  ⑥ 重大な公共の利益に関して活動を行うために必要な場合

- PDPA上、個人情報保護委員会が、域外移転が可能となる「個人情報保護の基準に従った十分な個人情報保護の水準」や上記(2)及び(3)の措置の詳細を規定する基準を定めるものとされているが、どのような具体的措置を実施すべきかについては未確定

■ **実務上の対応**

- (2)及び(3)の措置の詳細を規定する基準が公表されていないため、現時点ではデータ主体からの同意を根拠とすることとなる

5. インド(総論)

NISHIMURA & ASAHI

■ **規制を定める法令**

- インドにおいては、個人情報の保護について包括的に定めた法律は存在しないが、以下の法令が存在
- コンピュータに記録された電子データ等の情報の扱いを一般的に規定する2000年情報技術法(Information Technology Act, 2000)(「情報技術法」)
- 2011年情報技術(合理的安全管理措置及び手続並びにセンシティブ個人データ)規則(Information Technology (Reasonable Security Practices and Procedures and Sensitive Personal Data or Information) Rules, 2011)(「セキュリティ規則」)

■ **政策的意図・目的**

➢ **2019年個人情報保護法案**

- 2019年12月11日、インドにおける個人情報の保護について包括的に定める初めての法案として、個人情報保護法案(the Personal Data Protection Bill)(「2019年個人情報保護法案」)を提出し、国会で審議中(2021年4月30日時点)
- 個人データに関連する個人のプライバシーの保護を規定し、個人データの利用等につき規定を設け、個人データを処理する者と事業体との間の信頼関係を創設し、個人データを加工される者の権利を保護し、データの加工に関する組織的及び技術的措置の枠組みを創設する等の目的

➢ **Non-Personal Data Governance Framework**

- インド電子情報技術省により構成された専門家委員会であるNon-Personal Data Governance Framework に関する専門家委員会が2020年7月と12月に公表した、匿名化されたデータ等の個人データに該当しないデータ(非個人データ(Non-Personal Data))に関する規律についての報告書
- 同報告書には、非個人データー般につき、域外移転規制及びローカライゼーション規制を新たに設ける旨の提案は記載されていないが、個人データから派生した非個人データは、元の個人データの機密性(sensitivity)を受け継ぐものとされている
- 2019年個人情報保護法案が法律として成立した場合、非個人データの元となるデータが、2019年個人情報保護法案上の域外移転規制及びローカライゼーション規制に服するセンシティブ個人データに該当するときには、匿名化された非個人データであっても域外移転規制やローカライゼーション規制に服すると解される可能性も否定できない

5. インド（域外移転規制、ローカライゼーション規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **担当省庁・部局**

- 電子情報技術省
- 情報保護庁(Data Protection Authority)

■ **域外移転の定義**

- インドの現行法には、域外移転規制・ローカライゼーション規制が存在しない
- 2019年個人情報保護法案には、センシティブ個人データ等を「処理のためにインド国外に移転する」際に適用される域外移転規制及びローカライゼーション規制の制度が存在する

■ **域外移転規制の対象となるデータの種類・定義**

➢ **セキュリティ規則**

- センシティブ個人データ：自然人に関する情報であって、事業者が保有し、又は保有可能性のある他の情報と合わせて、直接又は間接に、当該自然人を識別することができる情報のうち、以下に関する情報からなる個人データ

① パスワード

② 金融情報(銀行口座、クレジットカード情報、デビットカード情報その他の支払手段の詳細)

③ 身体的、生理的特徴又は精神衛生状況

④ 性的指向

⑤ 医療記録及び履歴

⑥ 生体認証情報

⑦ 事業者のサービス提供のために提供された、上記各号に関連する情報

⑧ 適法な契約その他の方法に基づき事業者が取扱又は保管するため上記各号に従って受領した情報

5. インド（域外移転規制、ローカライゼーション規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **域外移転規制の対象となるデータの種類・定義**

➢ **2019年個人情報保護法案**

- センシティブ個人データ：オンラインかオフラインかを問わず、自然人のアイデンティティの特色、特性、属性、又はその他の特徴、あるいはそのような特徴との組み合わせを考慮して、直接的又は間接的に識別可能な自然人に関するデータのうち、以下を明らかにするか、以下に関連するか、又は以下を構成する個人データ
  - ① 金融データ
  - ② 公的な識別情報
  - ③ 性生活に関する情報
  - ④ 性的指向
  - ⑤ 生体認証データ
  - ⑥ 遺伝データ
  - ⑦ トランスジェンダーであるという情報
  - ⑧ インターセックスであるという情報
  - ⑨ カースト又は部族に関する情報
  - ⑩ 宗教的又は政治的信念等
  - ⑪ その他、2019年法案15条に基づいてセンシティブ個人データとして分類されるデータ

- 重要個人データ(critical personal data)：通達により意味を定める旨が示されているものの、2021年4月30日時点では、当該通達は未公表

5. インド（域外移転規制、ローカライゼーション規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **域外移転規制の対象となる者の定義・範囲**

➢ **2019年個人情報保護法案**

① 個人データがインド国内において取得、開示又は共有等の処理がなされる場合の個人データの処理

② インド政府、インド企業、インドの個人若しくはインド法に基づいて設立・創設されたいかなる主体又はその集合体による個人データの処理

③ インドにおいて行われる事業、若しくはインド国内のデータ主体に提供される商品・サービスの計画的活動に関して、又はインド国内で、データ主体のプロファイリングに関する活動に関して、インド国内に所在しないデータ受託者(GDPRにおける管理者に相当する概念)若しくはデータ処理者により行われる個人データの処理

5. インド（域外移転規制、ローカライゼーション規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **域外移転の条件**

➢ **2019年個人情報保護法案**

- 個人データについて、データ主体の明確な同意を得た上で、当該個人データのコピーを国内に保存し、かつ、以下の条件に服することを条件としてのみ、処理のためにインド国外に移転することができるとされている

① 当該移転が、情報保護庁(Data Protection Authority)が以下の規定を備えるものとして承認した標準契約条項又はグループ内スキームに服して行われる場合

- ✓ 2019年法案に基づくデータ主体の権利の効果的な保護
- ✓ 標準契約条項又はグループ内スキームの規定の不遵守によって引き起こされた損害に対するデータ受託者の責任

② インド政府が特定の国、国のある産業セクター、又は特定の国際組織への移転を以下の認定に伴い許可した場合(ただし、本認定は定期的に見直される)

- ✓ 適用法及びその他条約を考慮し、センシティブ個人データが十分なレベルの保護に服するか
- ✓ 情報の移転が適切な管轄権を持つ当局による関連する法律の執行に不利益な影響を与えないか

③ 具体的な目的に照らした必要性に鑑み、当局が特定の移転を許可した場合

- 重要個人データについては、国内でのみ処理することが想定されているため原則として域外移転は許されず、以下の場合のみ例外的に国外に移転することができる

④ 特定の目的のため即時の行動をとる厳格な必要性があって、健康に関するサービスや緊急サービスの提供を行う個人・組織へ提供する場合(ただし、所定の期間内に当局への通知が必要)

⑤ 上記②の場合で、かつ、インド政府が、移転が国家の安全と戦略的利益に悪影響を与えないという意見を有する場合

- 個人情報一般について、個人情報の収集時に、域外移転を行おうとすることの通知を行うべき義務が新設され、個人情報の処理に当たってはデータ主体の同意が必要とされている

5. インド（域外移転規制、ローカライゼーション規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **実務上の対応**

- 現行法上の域外移転に限られない個人データの第三者への移転について、「事業者及び事業者に代わり行動する者は、センシティブ個人データを、セキュリティ規則に従って当該事業者が講じることと同レベルのデータ保護を確保するインド国内外の事業者や個人に対してのみ、移転することができる」との要請については、移転元と移転先の間で契約を締結し、当該契約において手当てすることが多い

- また、「移転元の事業者等とデータ主体との間の適法な契約の履行に必要な場合、又はデータ主体が当該データ移転に同意した場合にのみ認められる」との要請については、データ主体の同意を取得する方法が一般的であり、プライバシーポリシーに条件として記載した上でデータ主体に同意してもらう方法、個別の同意書を取得する方法、データ主体との契約の条項に組み込む方法等がとられている

6. ベトナム（総論）

NISHIMURA & ASAHI

■ **規制を定める法令**

① サイバー情報セキュリティ法：ベトナムにおいてサイバー情報保護に直接従事又は関与する個人及び団体に適用される

② 情報技術法：ベトナムにおいて情報技術の利用・開発に従事する個人及び団体に適用される

③ 消費者権利保護法：ベトナムにおいて、商品・サービスを販売・提供する組織・個人（営利を目的とする市場において、商品の製造から販売又はサービスの提供までの投資行為の一つ、複数又は全てを行う組織・個人）及び消費者権利保護活動に関する機関・組織・個人に適用される

④ 電子商取引に関する政令52号（「政令52号」）：ベトナムの領土内で電子商取引活動（商業的な宣伝や商品又はサービスの販売を提供するウェブサイトを開設すること等）に従事する個人及び団体に適用される

⑤ サイバーセキュリティ法：ベトナムにおいて電気通信ネットワーク又はインターネット上のサービスその他サイバー空間上の付加価値サービスを提供する国内外事業者等に適用される

⑥ インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令72号（「政令72号」）：一定のオンラインサービス事業者に適用される

■ **政策的意図・目的**

- 上記①～⑥に加え、ベトナムで初めての統一的な個人情報保護法令になると予測される個人情報保護に関する政令につき、2019年12月に第一案、2021年2月に第二案が公表された
- 個人情報保護に関する政令案においては、域外移転規制が含まれている

■ **担当省庁・部局**

- 域外移転規制：個人情報保護に関する政令案は公安省が管轄しており、公安省の下に個人情報保護委員会が設立されることが予定されている
- ローカライゼーション規制：公安省、情報通信省

6. ベトナム（域外移転規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **域外移転の定義**

➢ **個人情報保護に関する政令案**

- 「ベトナムの国境及び領土外に移転する」ことが規制されているが、それ以上の定義は不見当

■ **域外移転規制の対象となるデータの種類・定義**

➢ **個人情報保護に関する政令案**

- 個人情報：個人に関する情報又は特定の個人の識別又は識別するための性質に関する情報であり、以下の(a)基礎個人情報と(b)センシティブ個人情報に区分される

(a) 基礎個人情報

① 氏名、ミドルネーム及び出生名、別名(存在する場合)
② 生年月日、死亡又は行方不明の日
③ 血液型及び性別
④ 出生地、出生登録地、永住地、現住居、出身地、連絡先アドレス及び電子メールアドレス
⑤ 学歴
⑥ 民族的出自
⑦ 国籍
⑧ 電話番号
⑨ IDカード番号、パスポート番号、市民識別番号、運転免許証番号、プレート番号、個人税識別番号及び社会保険番号
⑩ 婚姻状況
⑪ オンラインにおける活動又は活動履歴を反映した情報

6. ベトナム（域外移転規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **域外移転規制の対象となるデータの種類・定義**

➢ **個人情報保護に関する政令案**

(b) センシティブ個人情報

① 政治的・宗教的見解に関する個人情報

② 個人の健康情報、すなわち医療サービスへの登録又は当該サービスの提供の過程で収集及び特定された本人の身体的・精神的健康状態に関する情報

③ 個人の遺伝的情報、すなわち各個人の遺伝された又は獲得された遺伝的特徴に関する情報

④ 個人の生体情報、すなわち個人の身体的・生物学的特徴に関する情報

⑤ 性別の状況に関する個人情報、すなわち男性、女性、ジェンダー中立、両性具有若しくは男性と女性の両方の特徴を有する又は出生時に同定された性別と異なる性別を自己認識する人々に関する情報

⑥ 生活及び性的指向に関する個人情報

⑦ 法執行機関が収集・保管する犯罪者や犯罪行為に関する個人情報

⑧ 個人金融情報、すなわち金融機関が本人に提供する口座、カード又は決済手段を識別するために使用される情報、又は、金融機関、原金融データ及び本人との関係に関する情報(記録、財政状態、信用履歴及び所得水準を含む)

⑨ 個人の所在地情報、すなわち、個人の以前及び現在の物理的な所在地に関する情報

⑩ 社会的関係に関する個人情報

⑪ その他法令に定める個人情報

6. ベトナム（域外移転規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **域外移転規制の対象となる者の定義・範囲**

➢ **個人情報保護に関する政令案**

- 個人情報に関係する機関、組織及び個人：ベトナムで事業を行っている国内外の全ての組織、企業及び個人

■ **域外移転の条件**

➢ **個人情報保護に関する政令案**

- ベトナム市民の個人情報は、以下の①～④が全て満たされた場合に、域外移転を行うことができる
  - ① 本人が移転に同意する
  - ② オリジナルの情報がベトナムで保管される
  - ③ 情報を受領する国、領土又は当該国若しくは領土内の特定の地域が、同政令案に定める水準と等しい又はそれ以上の水準の個人情報保護に関する規制を有していることを証明する書類が付与される
  - ④ 個人情報保護委員会の書面による承認を得る

- また、以下の場合には、①～④を満たさずとも域外移転を行うことができる
  - ⑤ 本人が移転に同意する
  - ⑥ 個人情報保護委員会の書面による承認を得る
  - ⑦ 個人情報を保護するための情報処理者のコミットメントが存在する
  - ⑧ 個人情報保護手段を実施するための個人情報処理者のコミットメントが存在する

■ **実務上の対応**

- 現行法上は、特段の域外移転規制は存在しないが、個人情報の取得や第三者提供について原則本人の同意が必要であり、個人情報を処理する場所が通知事項に含まれているため、個人情報の取得・処理について本人の同意を取得する際に域外移転についても通知して同意を取得しておくことが多い

6. ベトナム（ローカライゼーション規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **ローカライゼーション規制の対象となる者の定義・範囲**

➢ **サイバーセキュリティ法**

- ベトナムにおいて電気通信ネットワーク又はインターネット上のサービスその他サイバー空間上の付加価値サービスを提供する国内外事業者(ベトナムに支店又は駐在員事務所を設けなければならない)

➢ **政令72号**

- 以下のオンラインサービス事業者(サービス提供のためにベトナム当局におけるライセンス取得、登録、通知等の手続が必要)
  - ① 一般ウェブサイトを開設する団体及び企業
  - ② ソーシャルネットワーキングサービスを提供する団体及び企業
  - ③ 移動電気通信ネットワークにおいて情報コンテンツサービスを提供する団体及び企業
  - ④ オンライン電子ゲームサービス事業者

➢ **個人情報保護に関する政令案**

- 個人データに関係する機関、組織及び個人：ベトナムで事業を行っている国内外の全ての組織、企業及び個人

6. ベトナム（ローカライゼーション規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **ローカライゼーション義務の内容**

➢ **サイバーセキュリティ法**

- 個人情報に関するデータ、サービス利用者の関係に関するデータ又はサービス利用者の作成したデータ又はそのコピーを国内に保存する義務

➢ **政令72号**

- 管轄行政当局による情報の検査、確認、保管及び提供の要求に対応可能なサーバーシステムを少なくとも1台ベトナムに設置する義務

➢ **個人情報保護に関する政令案**

- 個人情報又はそのコピーを国内に保存する義務(詳細は現時点では未確定)

7. インドネシア（域外移転規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **域外移転規制の概要**

➢ **現行法**

- 個人データのインドネシア国外への移転は、通信情報大臣とのコラボレーションにより実施されることとされている
- 当該コラボレーションにおいては、①移転先の国、移転の相手方、移転日、移転の理由を最低限内容に含む報告の実施、②必要に応じた弁護活動の要請、及び③移転の結果報告の実施を行うことが規定されている
- もっとも、これ以上の詳細な定めは不見当
- なお、電子システムを利用する事業者が個人データを取得、収集、加工、分析、保存、表示、発表、送付、配布、公開又は消去するに際しては、原則として、書面又は電子的方法にて、インドネシア語を用いて、個人より同意を取得する必要があるため、域外移転か否かにかかわらず、およそ個人データの第三者提供を行うに当たっては、個人からの同意をインドネシア語を用いた書面により取得する必要がある

➢ **個人データ保護法案**

- 2020年1月24日、インドネシア通信情報省、インドネシア法務人権省、インドネシア金融サービス庁等は、個人データ保護に関する統一的な法令の制定に向けて、個人データ保護法案を国会に提出した
- 当該法案には、以下の場面でのみ域外移転を許容する域外移転規制が含まれている

① 移転先国にインドネシアと同等以上の個人データ保護規則があること

② インドネシアと移転先国の間の国家間同意があること

③ 移転元の個人データ管理者と移転先の個人データ管理者の間に個人データの処理に関する契約があること

④ 本人の同意が得られていること

7. インドネシア（ローカライゼーション規制）

NISHIMURA & ASAHI

■ **ローカライゼーション規制の概要**

➢ **電子システム及び取引の実施に関する2019年政令71号**

- 公共部門の電子システム提供者(中央及び地方の政府機関(金融サービス庁は除く)並びに政府機関から任命された者):インドネシア国内に電子システム及び電子データを管理、処理又は保管することが義務付けられている
- 民間部門の電子システム提供者(政府機関により規制又は監督される電子システム提供者で、以下の目的に利用するウェブポータル、ウェブサイト又はアプリケーションを保有する者):インドネシア国外で電子システム及び電子データを管理、処理又は保管することができる
  - ① 物又はサービスの申込み又は取引の提供、管理又は運営
  - ② 金融取引サービスの提供、管理又は運営
  - ③ ウェブポータル、ウェブサイト、電子メール、その他のアプリケーションを通じて利用者のデバイスにダウンロードすることによる資料又は有料コンテンツの配布
  - ④ ショートメール、音声通信、ビデオ電話、電子メール、チャットルーム、ネットワーキングサービス、ソーシャルメディア等のコミュニケーションサービスの提供、管理又は運営
  - ⑤ サーチエンジンサービス又はテキスト、音声、画像、アニメーション、音楽、ビデオ、映画、ゲーム若しくはこれらの組み合わせの形式における電子情報の提供サービス
  - ⑥ 電子取引活動に関する公共の利益に資する活動のための個人データの処理
- なお、公共部門の電子システム提供者に該当すると、電子システム及び電子データをインドネシア国内で保管する必要が生じるだけでなく、当該電子システム提供者向けに開発したソフトウェアのソースコードをインドネシア政府に提供する必要も生じる

NISHIMURA
& ASAHI

データ越境流通に関連する国際ルール

貿易協定上の扱い(GATSとの関係)

NISHIMURA & ASAHI

■ **サービスの貿易に関する一般協定(General Agreement on Trade in Services、GATS)**

- 域外移転規制やローカライゼーション規制は、GATSにおける以下の義務との関係で問題が生じ得る

① **内国民待遇義務**

他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対して、同種の国内のサービス及びサービス提供者と比べて不利でない待遇を与えなければならないという原則

② **最恵国待遇義務**

いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他の全ての加盟国に対して与えなければならないという義務

③ **市場アクセス義務**

特定のサービス分野について、サービス提供者の数の制限やサービスの総算出量の制限等の措置を採ることの禁止

④ **国内規制の合理的実施義務**

自由化約束を行ったサービス分野において一般に適用される加盟国の措置のうち、サービス貿易に影響を及ぼすものが、合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する義務

- なお、仮に加盟国の措置がGATS上の義務に抵触するものであったとしても、一般的例外(GATS 14条)又は安全保障例外(GATS 14条の2)の要件を満たせば、正当化され、GATS違反とはならない余地はある

貿易協定上の扱い（RTAにおける定め）

NISHIMURA & ASAHI

■ **地域貿易協定(Regional Trade Agreement)**

- 各国が締結するRTAにおいては、「電子商取引章」や「デジタル貿易章」が設けられ、域外移転規制やローカライゼーション規制を直接規律した条項が含まれるようになっている
- 日本が本件調査対象の各国と締結しているRTAにおける域外移転規制に関する規律及びローカライゼーション規制に関する規律の有無は以下のとおり

	CPTPP	RCEP	日EU EPA	日印EPA
日本	○	○	○	○
EU			○	
中国		○		
シンガポール	○	○		
タイ		○		
インド				○
ベトナム	○	○		
インドネシア		○		
域外移転規制に対する規律	○	○	×	×
ローカライゼーション規制に対する規律	○	○	×	×

プライバシー保護に関する国際ルール

NISHIMURA & ASAHI

- プライバシー保護に関する国際ルールのうち、本件調査対象の各国との関係性が深いものは以下のとおり

(1) OECDプライバシーガイドライン

- 個人データ保護に関する8つの基本原則(①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全確保の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則)を定めており、非拘束的なソフトローであるが、個人データ保護の取組みに関する国際的な標準となっている

(2) 個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約(Convention for the Protection of Individuals with regard to Automatic Processing of Personal Data、欧州108号条約)

- 個人データ保護の分野において法的な拘束力を有する唯一の条約。OECDプライバシーガイドライン類似の基本原則を定めており、全55カ国の批准国は、その内容を反映した個人データ保護に関する国内法を制定する義務を負っている(同条約4号)

(3) APECプライバシーフレームワーク

- アジア太平洋地域における電子商取引の促進するために、APECエコノミーにおけるプライバシー保護の枠組みの互換性を高めるために策定されたものであり、APEC加盟エコノミーに対して、同フレームワークの実施を推奨している
- OECDプライバシーガイドラインを概ね踏襲したものであるが、OECDプライバシーガイドラインの8つの原則に加えて、「被害防止の原則」(Preventing Harm)(APECプライバシーフレームワークパラ20)が定められていることや、越境データ流通に関して「個人情報管理者により導入される適切な措置」として、CBPRが例示されている点が特徴的である

(4) ASEAN PDPフレームワーク

- OECDプライバシーガイドライン及びAPECプライバシーフレームワークにおける基本原則に由来した、個人情報保護に関する原則を定めた上で、加盟国に対して、国内法において当該原則を実施することを推奨している
- ASEANが2021年に公表したASEANモデル条項において定められた義務は、同フレームワーク及び国際的なベストプラクティスに由来している

欧州108号条約

NISHIMURA & ASAHI

- 12条の定め
  - ① この規定は、自動処理される個人データ又は自動処理される目的で収集された個人データが媒体の如何を問わず国境を越えて移転される場合に適用する
  - ② 締約国は、プライバシー保護の目的のみを理由として、他の締約国の領域への個人データの越境流通を禁じ又は特別の許可に付してはならない
  - ③ しかしながら、各締約国は、次の場合、第2項の規定を制限する権利を有する
    - (a) ある特定の種類の個人データ又は自動処理個人データファイルに対し、当該データ又は当該ファイルの性質を理由として、その国内法が特別の規定を含んでいる場合。ただし、相手側締約国の規定が同等の保護を定めている場合を除く
    - (b) 締約国の領域から他の締約国の領域の仲介を経て非締約国の領域へ移転される場合において、当該移転が移転する締約国の法令の適用を回避することになることを防ぐため

- 非締約国へのデータ越境流通に関する規定を含んだ追加議定書(Additional Protocol to the Convention for the Protection of Individuals with regard to Automatic Processing of Personal Data, regarding supervisory authorities and transborder data flows)
  2条の定め
  - ① 各当事国は、条約の当事国でない国又は機関の管轄下にある受領者への個人データの移転は、その国又は機関が対象となるデータ移転について十分な保護レベルを保障する場合に限り、与えなければならない
  - ② 本議定書第2条1項[注:上記①]を適用除外して、各当事国は、下記の場合に個人データの移転を許可することができる
    - (a) 国内法で下記の理由により規定される場合
      - データ主体の特別の利益、
      - 適法な社会的利益、特に重要な公的利益
    - (b) 特に契約の条項に基づく安全措置が、移転について責任を持ち、関連機関に国内法に基づき十分であると認められた管理者によって提供されている場合

西村あさひ法律事務所

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel: 03-6250-6200
Fax: 03-6250-7200
www.nishimura.com